

労務通信

2013.7月号

今話題となっている「解雇の金銭解決制度」とは？

◆これから議論が本格化？

最近、「解雇の金銭解決制度」（従業員が解雇されたときに企業が和解金を支払って解決する仕組み）が大きな話題となっています。数年前から議論されていましたが、今年2月の規制改革会議で委員の1人から具体的な提案がなされて以降、議論が活発化してきました。政府の産業競争力会議が6月にまとめる予定の「成長戦略」に盛り込まれることは見送られたようですが、今夏に行われる参院選終了後に議論が本格化するとも言われており、企業にとっては注目しておきたいトピックです。



◆ハードルの高い「解雇」

解雇については、法律で、「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効」（労働契約法16条）とされています。また、判例では、整理解雇を行う場合には4つの要件（人員削減の必要性、解雇回避努力の履行、被解雇選定者の合理性、手続きの妥当性）が必要であるとされ、解雇の実施は企業にとって非常にハードルの高いものとなっています。

◆賛成側・反対側の意見

整理解雇のトラブルが裁判所に持ち込まれ、元従業員が勝訴した（解雇が不当であると認定された）場合、職場復帰が原則となりますが、元の職場に戻るのは現実的には難しいものです。そのような場合「和解金を支払うことでトラブルを解決する（職場復帰させない）のが妥当である」、「和解金の相場がわかればトラブルの早期解決につながる」などというのが、制度導入に賛成する側の意見です。

一方、導入を反対する側の意見には、「『解雇が違法である』と裁判所が認めたのに職場復帰できないのはおかしい」、「企業が『お金を払えば解雇できる』と安易に考えやすくなる」などといったものがあります。

◆制度実現には労使双方の合意が不可欠

この制度の実現には、労働組合や中小企業経営者との調整が焦点となると言われています。どのような制度が企業側・労働者側の双方にとってよいものなのか、ある程度の合意が見られなければ制度の導入は難しいと言えるでしょう。

労務の基礎知識

◆法定三帳簿は整備されていますか？

社会保険の算定基礎届提出の時期となりました。最近の年金事務所の動きとして、算定基礎届の提出に合わせて、社会保険の調査を定期的に変更するようになっております。今回は調査時の確認資料として必須となっている法定三帳簿についてとりあげてみます。

法定三帳簿とは、具体的には以下のものをいいます。

- 労働者名簿
- 賃金台帳
- 出勤簿

法定三帳簿、労働者の入退社に関する労務管理書類は**3年間**保存することが労働法令で義務付けられています。また、これらの書類は労働基準監督署の調査においてもチェック対象となりますので、日頃から整備をしておく必要があります。

◎保存期間の起算日に注意！！

- ・ 労働者名簿：労働者の死亡、退職または解雇の日（から3年間 ※以下同じ）。
- ・ 賃金台帳：最後の記入をした日。
- ・ 雇入れ又は退職に関する書類：労働者の退職又は死亡の日。
- ・ 災害補償に関する書類：災害補償を終わった日。
- ・ 賃金その他労働関係に関する重要な書類：その完結の日
⇒出勤簿、タイムカード、三六協定書、残業命令書・報告書等

いずれの書類も、必要事項が記載されていればどんな様式でも構わないことになっています。あたり前のことですが、『調査が入ってから準備をする…』ものではありません。特に最近増加し続けている労働トラブルでは、使用者が労働者の出勤管理をきちんと行っていないと、多額の未払い残業代を請求されかねません。トラブルを未然に防ぐためにも帳簿類の整備、保存を徹底しましょう。

事務所よりひとこと

◆「熱中症対策」はお済みですか？

毎日蒸し暑い日が続きますね。熱中症による死亡者のニュースが度々報道されますが、みなさんはどのような対策をとられていますか？私の子供が通う保育園では毎年この時期になると、園庭に黒いネットが張られ、子供が直射日光にさらされない環境が作られます。こういう配慮がされていると、子供を預ける親としては、その保育園に対して安心感を抱くことができます。株式会社ウェザーニューズ社の調査によると、昨年の夏季には日本人の3人に1人が“熱中症予備軍”だったそうです。どの時間帯でも熱中症は発生するようですが、ピークは15時で気温30℃以上での被災が多いとのこと。屋外業務の方は特に注意が必要です。こまめに水分補給を行い、この暑い夏を乗り切りましょう。